

第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第6回）

1 日 時

令和8年7月6日（月） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 10階 201・202 会議室

3 出席者

和田委員長、宮古委員、中村委員、梅田委員、吉原委員、増井委員、瀬戸本委員、
角南委員、坂本委員（9名）

※ 欠席 田中委員（1名）

4 事務局参加者

山田指導部長、小林都立学校教育部教育改革推進担当部長、赤津指導企画課長、西岡
特別支援教育指導課長、毛利義務教育指導課長、千葉教職員研修センター研修部教育
開発課長、西川教育相談センター次長、加藤主任指導主事（指導企画課）、濱田主任
指導主事（指導企画課）、平林主任指導主事（デジタル推進課）、細川主任指導主事
（特別支援教育指導課）、河野主任指導主事（高等学校教育指導課）、鈴木統括指導主
事（指導企画課）、川村統括指導主事（指導企画課）、藤井統括指導主事（指導企画
課）、平澤統括指導主事（特別支援教育指導課）、林統括指導主事（高等学校教育指導
課）、垣原統括指導主事（デジタル推進課）

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材1社

7 審議内容

1 挨拶

2 議事

（1）事務局説明

第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について

(2) 審議

ア 第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

イ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について

8 審議記録

【(事務局) 加藤主任指導主事】

委員の皆様には2点の御連絡とお願いを申し上げます。

1点は、資料の確認です。資料につきましては、次第に一覧を記載しております。資料はタブレット端末にて提示しておりますので、御確認の上、不備等がございましたら事務局までお声がけください。

2点は、本日の取材の状況についてです。1社の新聞社が本日の会議の取材を申し出ております。カメラによる取材は、冒頭の指導部長挨拶までといたします。

本会議の傍聴につきましては、東京都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることとしております。本日の傍聴者はおりません。

それでは、和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員9名の方々に御出席いただいております。定足数に達しております。

なお、田中委員につきましては、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただいまから東京都教育委員会いじめ問題対策委員会第6回を開会します。会の冒頭に、委員の皆様にお諮りします。

本日の議事につきまして、審議事項イは「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について」となっております。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則第6条第4項には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる」と規定されております。

本審議事項は個人情報を取り扱うため、審議事項イについては非公開としたいと考えます。

以上の取扱いにつきまして、御異議はございますか。

(異議なし)

【和田委員長】

異議なしと認めます。

よって、審議事項イについては、非公開といたします。

1 挨拶

【和田委員長】

それでは、会を進行します。

初めに、東京都教育庁山田道人指導部長から御挨拶をいただきます。

【事務局（山田部長）】

委員の皆様には、御多用の中、第6回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、都内公立学校のいじめ防止対策に多大なる御尽力を賜り、改めて御礼申し上げます。

都教育委員会では、本委員会での御審議や御意見を踏まえ、発達支持的生徒指導の考え方の下、子供の自己指導能力を育み、いじめを自分のこととして考え行動できる力を育成する取組を進めております。

その成果の一つとして、高校生いじめ防止協議会では、高校生委員が「いじめ総合対策【子供版】」を効果的に活用する授業案を提案し、子供が子供のために行ういじめ防止の取組を考えてきました。

こうした取組を継続し、児童・生徒の自己指導能力を育むためには、全ての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を整えることが不可欠です。

一方で、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの認知件数や暴力行為の発生件数に増加傾向が見られます。また、子供たちが「匿名・流動型犯罪グループ」に関与し、凶悪な犯罪行為に及ぶ事案も発生しています。

いじめの認知件数の増加は、教職員が丁寧に見取ろうとする意識の高まりとも捉えられます。今後は、いじめや暴力行為の未然防止、犯罪行為に巻き込まれないための取組を一層充実させる必要があります。

そのためには、教職員に加え、保護者や地域の大人が児童・生徒の不安や悩みを受け止め、必要に応じて関係機関と連携するなど、地域・社会全体で子供を見守り、育てる環境づくりが重要です。

都教育委員会としても、都内公立学校における取組をさらに充実させ、全ての子供が安心して学校生活を送り、社会の中で自分らしく、自発的・主体的に成長できるよう、教育施策を推進してまいります。

さて、委員の皆様をお願いしております第6期「いじめ問題対策委員会」は、今月末をもって2年間の任期が満了となります。

この間、委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から、都教育委員会の施策や学校現場の取組に対し、貴重な御意見・御提言を賜りました。

本日は、2年間の御審議の集大成として、これまでの御議論を踏まえて取りまとめた答申案について、最終確認をお願いするものです。

東京都のいじめ防止対策の一層の推進に資する答申となるよう、率直かつ専門的な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、和田委員長をはじめ、委員の皆様には、本委員会の運営に多大なる御尽力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

今後とも、都教育委員会の取組に対し、引き続き御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。

2 委員及び事務局職員紹介

【和田委員長】

ここで本対策委員会の委員の紹介です。

資料1、委員名簿を御覧ください。

1名の委員が変更となっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。吉原委員、よろしくお願いいたします。

【吉原委員】

皆様、こんにちは。武蔵野市の教育委員会教育長の吉原と申します。区市町村教育委員会の立場で出席させていただきます。不慣れでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

よろしくお願いいたします。

次に、今年度初めての開催となりますので、事務局職員の紹介をお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

東京都教育庁指導部長、山田道人でございます。

【事務局(山田部長)】

どうぞよろしくお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

都立学校教育部教育改革推進担当部長、指導部高等学校教育指導課長兼務、小林靖でござ

ざいます。

【(事務局) 小林部長】

よろしくお願いします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

指導部指導企画課長、赤津一也でございます。

【(事務局) 赤津課長】

よろしくお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

同義務教育指導課長、毛利元一でございます。

【(事務局) 毛利課長】

はい。よろしくお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

同特別支援教育指導課長、西岡陽子でございます。

【(事務局) 西岡課長】

よろしくお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長、千葉かおりでございます。

【(事務局) 千葉課長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

東京都教育相談センター次長、西川武でございます。

【(事務局) 西川次長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

なお、出席を予定しておりました企画部企画担当課長、小林則之は本日欠席となります。以上でございます。

【和田委員長】

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 事務局説明

第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について

【和田委員長】

それでは、議事に入ります。

前回の委員会では、第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について御確認いただき、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

本日は、これらの御意見を踏まえて追記及び修正を行った箇所を中心に説明を受け、答申案について改めて検討したいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします

【赤津課長】

第6期いじめ問題対策委員会の答申案について、前回の委員会で頂戴した御意見を踏まえ、修正した内容を中心に、御説明申し上げます。

説明は、答申案の概要、前回委員会で頂いた主な御意見、答申案への主な修正内容、本日御確認いただきたい事項の順に進めてまいります。

資料4のスライド1「答申案」を御覧ください。

前回も御覧いただきましたが、これまで、委員の皆様にご審議いただいた内容を答申案としてまとめております。

資料中ほどの答申の概要を御覧ください。

まず、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申において、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策として挙げられた（1）から（6）までの6点を記載し、それに応じた成果及び今後の方向性を右側に記載しております。

例えば、検証の視点（2）「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」では、子供向けの資料「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、都内全公立学校に周知した取組を成果として記載しております。

これは、子供たち自身が、いつでも「いじめ問題」について考えられるようにするための取組であり、委員の皆様からも高く評価していただいたものです。

また、今後の方向性として、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれのい

じめ防止対策の現状を把握し、実態に合ったいじめ防止対策の在り方について引き続き検討していく」ことを記載しております。

次に、右側「いじめ防止対策の一層の推進に向けた５点の方策」を御覧ください。
本委員会において、これまでに御審議いただいた内容を踏まえ、今後、特に取り組むべき事項をまとめております。これは、答申本体の２０ページ、２１ページに詳細を記載しておりますので、併せて御覧ください。

例えば、１「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上」では、学校において、より実効的な取組を行うことを示しております。

具体的には、学校が自校の発達支持的生徒指導の実施状況やいじめ防止対策を検証できる仕組みを構築し、各学校における取組の質の向上を図る必要があることに触れております。

同様に、２から５についても、それぞれまとめております。

次に、前回の委員会で、頂いた主な御意見について確認させていただきます。
スライド２を御覧ください。

前回、答申案は全体としてよく整理されており、分かりやすくまとめられているとの御評価を頂きました。

具体的には、次のような御意見を頂いております。

- ・アンケートの実施にとどまらず、その結果を踏まえた丁寧な対応が着実に行われていること
 - ・都教育委員会が継続して取り組んできた施策が、学校現場に浸透し、成果として現れていること
 - ・成果について、具体的な事例や数値的な裏付けを示すことで、より説得力が高まること
- といった御意見を頂きました。

これらを踏まえ、都の取組の成果をより具体的にお示しできるよう修正いたしました。

次に、修正内容について御説明いたします。

スライド３を御覧ください。

まず、いじめの早期発見に係る成果についてです。

前回、「アンケートを実施すること自体にとどまらず、その結果を踏まえた丁寧な対応が着実に行われている」「小学校低学年・中学年において、アンケートが教職員に相談するきっかけとして有効に機能している」といった御意見を頂いております。

これらを踏まえ、答申１０ページの（２）「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」イ 成果（ウ）に、「小学校における、アンケートがいじめの発見のきっかけとなった割合は年々増加しており、都内全公立学校で行っている年３回以上のアンケートがいじめを発見するための取組として一定程度機能が高まっていることが分かった」ことを成果として追記しました。

続いて、スライド4を御覧ください。

こちらは、教職員のいじめの認知及び対応の変化についてです。

前回、「具体的な事例や数値的な裏付けが示されると、より説得力が高まる」といった御意見を頂きました。

これを踏まえ、東京都におけるいじめの認知件数が年々増加していることに着目し、答申12ページの(3)「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」イ 成果(エ)に、『『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』におけるいじめの認知件数は、令和4年度66,314件、令和5年度69,752件、令和6年度77,479件と増加している。これは、教職員によるいじめの定義の理解が進み、軽微な段階からいじめを見逃さず、組織的な対応につなげようとする姿勢が、都内公立学校において一定程度浸透してきていると捉えられる」ことを成果として追記しました。

続いて、スライド5を御覧ください。

SOSの出し方に関する教育及び専門家の活用の成果についてです。

前回、「これまでの取組による成果についても、答申において可能な範囲で触れる必要がある」との御意見を頂きました。

これを踏まえ、児童・生徒が自ら相談につなげていく状況に着目し、答申10ページの(2)「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」イ 成果(オ)に、「中学校及び高等学校において、本人からの訴えをきっかけとしていじめを認知した割合が増加しており、生徒が自らの不安や悩みを言葉にし、周囲の大人に相談しようとする意識が高まっていると捉えられる」ことを、成果として追記しました。

併せてスライド6を御覧ください。

専門家への相談の広がりという観点から、答申16ページの(5)「専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進」イ 成果(イ)に、「高等学校においては、スクールカウンセラー等の相談員に相談する生徒の割合が増加しており、生徒にとって学校における専門家への相談がより身近なものになっている」ことも、成果として追記しました。

続いて、スライド7を御覧ください。

こちらは、教職員間の情報共有の在り方について、これまでの議論や答申全体の趣旨を踏まえ、記述の明確化を図る観点から修正したものです。

具体的には、答申19ページの(4)に単に教職員間で情報を共有することの重要性を記載するだけでなく、共有した情報を基に、共通理解を形成し、組織的な行動につなげていくことが重要である旨を明確にしました。

このため、「教職員間の情報共有を大切にしよう。」としていた記述を、「教職員間の情報共有を大切に、活用した行動をとろう。」と修正するとともに、児童・生徒の状況を踏まえた共通理解に基づき、組織及び個人として適切に行動することの必要性について、記述を加えております。

本日は、前回の委員会における御審議を踏まえ、その御意見を基に答申案に追加した内容について、御確認をお願いします。

私からは、以上となりますが、お気づきの点がございましたら御意見を頂戴できればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。

この後の審議において答申全体について御審議いただきますので、この時点では、事務局の説明に対する御質問をお願いいたします。

それでは、委員の皆様、御質問はございますか。

前回いただいた御意見を踏まえ、文言等の修正が行われた内容となっておりますが、いかがでしょうか。

【梅田委員】

質問ではありませんが、1点確認させてください。

答申 12 ページの成果において、「教職員によるいじめの定義の理解が進み、軽微な段階からいじめを見逃さず、組織的な対応につなげようとする姿勢が都内公立学校において一定程度浸透してきていると捉えられる」と記載されています。

一方で、18 ページの委員の意見では、「いじめの認知に課題があるのではないか」との意見が示されています。

答申を順に読んでいくと、成果として評価している内容と課題として示している内容との関係が分かりにくく、認知が進んでいると評価している一方で、なぜ課題が残っているのかという印象を受ける可能性があります。この点について、どのように整理して記載しているのかお伺いしたいと思います。

【和田委員長】

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

御指摘のあった 18 ページの委員の意見 (ア) は、重大事態に至った事例を踏まえた御意見として整理しております。

一方で、12 ページに記載している内容は、都内公立学校全体のいじめの認知の状況について、認知件数の増加を踏まえ、教職員によるいじめの定義の理解や認知が進んできていると捉えられることを成果として記載したものです。

そのため、12 ページは都内公立学校全体の状況を、18 ページは重大事態に至った事案から見えた課題を記載しており、それぞれ異なる観点から整理しております。

【梅田委員】

私がこの意見を申し上げた趣旨としては、重大事態となった事案の中には、当初はいじめとして認知されず、その後に重大事態へと至ったケースがあったということです。

そのため、本来は早い段階でいじめとして認知し、適切に対応していれば、重大事態に至らなかった可能性もあったのではないかという問題意識から、この意見が出されたものと認識しています。

いじめを早期に発見し、いじめとして適切に対応するという点については、なお課題が残されているのではないかという趣旨で発言したところです。

【和田委員長】

今回の調査結果においても、その点は示されていましたね。

続いて、角南委員、お願いいたします。

【角南委員】

今の説明で、18 ページが委員の意見として整理されているという点はよく理解できました。

また、梅田委員から御発言があったように、重大事態となった事案については、いじめとして認知されていなかったことが要因となっているケースもあると思います。一方で、私自身が調査に関わった事案の中には、いじめとして認知はしていたものの、その後の対応が十分ではなく、結果として重大事態に至ったケースもありました。

そのため、18 ページの委員の意見（ア）については、「いじめの認知に課題がある」ということだけでなく、「認知後の対応にも課題がある」という趣旨を加えることで、成果として示した内容との関係がより分かりやすくなるのではないかと考えます。

委員の意見としての内容は尊重しつつ、答申全体として整合性が図られるよう、表現を工夫していただければと思います。

【和田委員長】

今の御意見にもあったように、重大事態に至る過程において、いじめの認知やその捉え方、さらには認知後の対応に課題があったという趣旨で整理することになるのではないかと思います。その点について事務局はいかがでしょうか。

【（事務局）加藤主任指導主事】

委員長御指摘のとおり、重大事態に至る過程において課題があったのではないかという御意見として受け止めております。

角南委員からいただいた御意見も踏まえ、認知の段階だけでなく、その後の対応も含め

た課題であることが分かるよう、記載内容について整理したいと考えております。

また、事務局としても、連絡会等における研修を通して、こうした課題の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

【和田委員長】

瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】

角南委員の御意見に賛同いたします。

委員会では、いじめの認知後の対応に課題があるのではないかという趣旨の議論も行われていたと認識しております。その点分かる表現を加えていただけると、本委員会での議論の内容がより適切に反映されるのではないかと思います。

【和田委員長】

それでは、18 ページの委員の意見（ア）については、認知後の対応に関する課題も明確になるよう表現を工夫していただくということで、修正をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【（事務局）加藤主任指導主事】

承知いたしました。

【和田委員長】

ありがとうございます。

ほかに御質問等はございますか。

それでは、この件につきましては以上とし、後ほどの審議において改めて御意見をいただきたいと思ひます。

御回答ありがとうございました。

4 審議ア

「第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について」

【和田委員長】

それでは、審議に移ります。

「ア 第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について」です。

先ほどの事務局説明を踏まえ、本件について委員の皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

先ほど御議論いただいた修正事項については、修正が行われることを前提として進めた

いと考えております。

答申全体に対する御意見のほか、本期の審議を振り返っての御感想や、今後の委員会への御要望などについてもお聞かせいただければと思います。

それでは、順に御発言をお願いいたします。

まず、中村委員からお願いいたします。

【中村委員】

答申全体について大きな異論はありませんが、気になった点を申し上げます。

15 ページの「専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進」において、教育相談主任について記載されていますが、その役割がやや分かりにくい印象を受けました。私の読み込みが不足しているのかもしれませんが、教育相談主任に期待される役割や機能について、もう少し具体的に記載されていると分かりやすいのではないかと思います。

また、教育相談については、コーディネーターの活用なども進められており、その役割への期待も高まっています。教育相談主任についても、学校内でどのような役割を担うのが示されるとよいと考えます。

さらに、16 ページの今後の方向性についても、教育相談主任のほかに、関係機関との連携の例をもう少し具体的に記載してもよいのではないかと思います。

例えば、近年は警察との連携が進んでおり、事件性の高い事案だけでなく、日常的な連携の中で警察OB等が学校を支援する取組も広がってきています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーと並び、そのような取組についても触れることで、より分かりやすい記載になるのではないかと考えます。

【和田委員長】

ありがとうございました。

それでは、梅田委員、お願いいたします。

【梅田委員】

答申全体については、これまでの委員会での議論が反映されていると感じています。

特に、児童・生徒が主体的に活動をつくり上げていくことや、高校生が主体的にいじめ防止活動に取り組んでいくことの重要性が示されている点を評価しています。こども基本法の趣旨も踏まえ、子供の意見表明権を尊重していくことは重要であり、その視点が答申に盛り込まれていることは意義深いと思います。

また、教職員にも、児童・生徒が主体的に考え行動する力をもっていることを十分に理解していただき、その力を生かした取組を進めていただきたいと考えます。児童・生徒が主体となって活動することの意義を、今後も重要な視点として位置付けていただければと

思います。

もう1点、いじめ防止対策を考える上では、日々の授業の中で児童・生徒一人一人の心理的安全性が確保されていることも重要であると考えています。

いじめへの対応を個別の課題として捉えるだけではなく、日常の教育活動の中で、児童・生徒が安心して学び、生活できる環境をつくっていくことが基盤になると思いますので、その点についても触れていただけるとよいのではないかと考えます。

【和田委員長】

今の御意見に関連して、日々の授業における取組について、例えばどのようなことが考えられるか、御意見があればお聞かせください。

【梅田委員】

生徒指導提要でも示されていることですが、日々の授業の中で、児童・生徒一人一人が安心して自分の考えや意見を表明できること、また、自分の発言を受け止めてもらえると感じられることが大切だと思います。

さらに、学級の仲間とともに授業をつくり上げていくことに楽しさや充実感を感じられるような経験を積み重ねていくことも重要です。

そうした経験を、各教科の学習活動を通して積み重ねていくことが、児童・生徒の心理的安全性の確保や、いじめの未然防止につながるのではないかと考えています。

【和田委員長】

ありがとうございました。

【吉原委員】

事前に答申案を拝見し、学校及び教育委員会の立場から感想を申し上げます。

まず、いじめが起きにくい授業や教育活動、学校づくりという視点がしっかりと盛り込まれていること、また、児童・生徒が自らいじめ問題について当事者意識をもち、解決に向けて主体的に考えるという視点が示されていることを評価しております。

さらに、単なる情報共有にとどまらず、組織的な対応や行動につなげていくという考え方も明確に示されており、教育委員会や学校にとって実効性の高い内容となっていると感じました。

本答申が、都内の学校や教育委員会において十分に活用され、今後のいじめ防止対策の推進につながることを期待しております。

【和田委員長】

ありがとうございました。

それでは、増井委員、お願いいたします。

【増井委員】

私も他の委員の皆様と同様に、「いじめ総合対策【子供版】」を作成したことに加え、高校生が自ら授業案を作成し、主体的に授業作りに取り組んだことが非常に印象に残っています。

今後、こうした取組が更に広がっていくことを期待しています。

また、18 ページの委員の意見（ウ）についてですが、「いじめられているという訴えがあり、調査を進めていくうちに加害と被害が入れ替わるような事案が見られた」との記載について、少し説明が不足しているように感じました。

こうした事案は重大事態事案の中でも見られるものですが、従前から様々な調査等で指摘されている内容でもあります。そのため、この記載だけでは趣旨が十分に伝わりにくく、読んだ際にやや違和感があります。

例えば、そのような事案が見られることを踏まえ、教職員の対応力や事案の見立てに関する理解を一層深めていく必要があることなどにつなげて記載すると、より分かりやすくなるのではないかと感じました。

【和田委員長】

増井委員の御意見を踏まえると、委員の意見（ウ）については、「加害と被害が入れ替わるような事案が見られた」という記載だけでなく、そのような事案に対してどのような対応が必要なのかという視点も加えた方がよいという趣旨でしょうか。

【増井委員】

そのようにしていただいた方がよいと思います。

【和田委員長】

現状では文章としてやや説明が不足しているようにも感じますが、増井委員が表現するとすれば、どのような内容になりますか。

【増井委員】

例えば、「加害と被害が入れ替わるような事案が見られ、学校現場では対応に苦慮するケースもあることから、教職員の対応力の向上や専門家の活用を一層進めていく必要がある」といった趣旨が加わると分かりやすいのではないかと思います。

【和田委員長】

17 ページでは「重大事態に係る対応力の向上」について触れられていますので、今の御

意見も踏まえ、そうした事案が重大事態に発展しないようにするという観点が伝わるよう、記載内容を工夫していただければと思います。

それでは、瀬戸本委員、よろしくお願いいたします。

【瀬戸本委員】

私も、今期の取組の中では、「いじめ総合対策【第3次】」及び「いじめ総合対策【子供版】」の作成に加え、高校生が自ら授業案を考えるなど、主体的に取り組んでいる点が非常に印象に残っています。

その一方で、子供たちが主体的に取り組むのであれば、それを支える大人の役割も重要になります。「いじめ総合対策【子供版】」の最後にある「必ず守ります」というメッセージは、大人の決意を示すものであり、私たち大人が改めて責任をもって取り組む必要性を示していると感じています。

答申 19 ページの「今こそ社会総がかりでいじめに対峙しよう」という提言についても、そのような大人の決意表明として意義のある内容であると思います。

その上で、19 ページ下段にある「被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったり」という表現については、少し気になる点があります。

重大事態事案などを見ても、加害と被害の関係は必ずしも固定的なものではなく、状況によって変化することがあります。また、生徒指導提要でも示されているように、行動だけでなく、その背景や要因にも着目することが重要です。

そのため、「被害の子供への支援」と「加害の子供への指導」とを明確に分けて記載することについては、いじめに対する大人の姿勢として、やや誤解を招く可能性があると感じています。

【和田委員長】

加害と被害を明確に分けて考えること自体が適切なのかという点はあるかもしれませんが。

加害とされる児童・生徒が被害を受ける立場になることもあり得ますし、そのようなことを考えると、被害者・加害者という枠組みだけで捉えるのではなく、児童・生徒全体を支える視点が必要であるという趣旨なのかもしれません。

【瀬戸本委員】

そのとおりです。

近年はスクリーニングの考え方も重視されていますが、支援を必要とする児童・生徒に十分なケアが行われていない場合、いじめが生じやすくなることも考えられます。

そのため、「被害の子供を支援する」「加害の子供の反省を促す」という表現は、児童・生徒全体を支えるという視点からすると、やや誤解を招く可能性があると感じています。

【和田委員長】

ありがとうございます。

この点について、事務局はいかがでしょうか。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

御指摘いただいたとおり、加害・被害という枠組みで捉えるのではなく、児童・生徒全体を見据えながら、その背景や原因を丁寧に把握し、双方に適切な支援を行うという視点が重要であると考えております。

いただいた御意見を踏まえ、加害・被害を固定的に捉える表現ではなく、事象の背景や要因を踏まえた支援の重要性が伝わるよう、記載内容を修正したいと考えております。

【和田委員長】

ぜひ工夫していただければと思います。難しい部分ではありますが、よろしくお願いいたしますします。

【瀬戸本委員】

私が申し上げたかったのは、児童・生徒にどう対応するかということだけではなく、起きた事象を大人がどのように捉え、解決につなげていくかという視点です。

事象の背景を丁寧に把握することが、いじめの予防にも、その後の支援やケアにもつながると考えておりますので、そのような趣旨が伝わる表現になるとよいと思います。

【和田委員長】

ありがとうございます。

それでは、その点も踏まえて御検討いただければと思います。

角南委員、お願いいたします。

【角南委員】

先ほど議論になった 18 ページの委員の意見（ウ）についてですが、委員会で議論してきた経過を知っている者には趣旨が伝わりますが、初めて答申を読む方には誤解を招く可能性があると感じます。

「調査を進めていくうちに加害と被害が入れ替わるような事案が見られた」という記載だけを見ると、調査期間中に加害と被害の関係が変化したかのように受け取られる可能性があります。

しかし、委員会で申し上げたかったのは、重大事態調査を進める中で、ある場面では被害者として整理されていた児童・生徒が、過去には別の場面で加害者として関わっていた

り、同じ集団の中で加害と被害の関係が複雑に入り組んでいたりする実態が見られるという事です。

そのような趣旨が分かるよう、背景や具体的な状況を補足する形で記載していただけると、重大事態に対する理解や対応力の向上にもつながるのではないかと感じました。

また、19 ページの委員からの提言についてですが、「相談しやすい環境の中でいじめから子供を守ろう」や「今こそ社会総がかりでいじめに対峙しよう」という表現について、少し気になる点があります。

私は、いじめについて議論する際には、いじめ防止対策推進法第2条に規定されるいじめの定義を前提に考えています。そうすると、認知件数が増加していることは、教職員が広いいじめの定義を理解し、これまで見過ごされていた児童・生徒のSOSを丁寧に捉えるようになった成果とも見ることができます。

そのような観点から考えると、「いじめから子供を守ろう」という表現は、やや趣旨が分かりにくいように感じます。子供たちの間で生じる様々なトラブルやSOSに丁寧に向き合うことが重要なのであって、「いじめ」そのものを外部に存在するものとして捉えるような印象を与える可能性があるためです。

例えば、「相談しやすい環境をつくろう」や「子供の声を拾える環境をつくろう」といった表現の方が、本文の趣旨に近いのではないかと感じます。

また、「社会総がかりでいじめに対峙しよう」や「いじめをなくそう」という表現についても、標語としては分かりやすい一方で、いじめの定義を前提に考えたときには、やや誤解を招く可能性があります。

認知件数の増加を教職員の認知力や対応力の向上として評価するのであれば、そうした表現との整合性についても検討の余地があるのではないかと感じました。

【和田委員長】

(3) についてですが、今の御意見を踏まえると、「いじめから子供を守ろう」という表現よりも、いじめ問題の未然防止につながるよう、児童・生徒が相談しやすい環境を整えることや、児童・生徒の声を受け止められる環境づくりを強調する表現の方が趣旨に沿うのではないかと感じました。

現在の表現では、あたかもいじめが外部に存在していて、そこから子供を守るという印象を与えかねませんが、実際には子供たちの日常の関わりの中で起こる様々な事象に適切に対応していくことが重要であるという御意見だったように思います。

また、(5) の「今こそ社会総がかりでいじめに対峙しよう」についても、いじめに立ち向かうという趣旨は理解できますが、いじめをなくすことだけを指すのではなく、いじめが起これにくい環境づくりや、児童・生徒の成長を支える視点がより伝わる表現の方がよいのではないかと感じました。

そのような趣旨をどう表現するかは難しいところですが、事務局はいかがでしょうか。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

委員長及び角南委員からいただいた御意見を踏まえ、いじめを単に排除すべきものとして捉えるのではなく、児童・生徒が安心して生活できる環境を整え、苦しさや困難を抱えた児童・生徒を支えていくという視点が重要であると考えております。

御指摘いただいた箇所は、提言として分かりやすい表現を意識したのですが、答申全体の趣旨との整合が図られるよう、表現について検討したいと考えております。

現時点で具体的な修正案を申し上げることは難しいのですが、いただいた御意見を踏まえ、見直しを図りたいと考えております。

【和田委員長】

よろしく御検討いただければと思います。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

【坂本委員】

私は第4回から本日まで委員会に参加させていただきましたが、委員の皆様から様々な御意見が出され、それらが答申の中に適切に反映されていることが非常に印象的でした。今回も多くの御意見が出されましたが、事務局において十分に整理していただけるものと考えております。

また、私は警察の立場から委員会に参加しておりますが、学校や教育委員会の方々とお話しする中で、警察との連携の重要性については理解されている一方で、「どのような内容を、どのようなタイミングで相談すればよいのか」といった点について、まだ戸惑いを感じている方も少なくないように思います。

警察としては、何か問題があれば気軽に相談していただきたいと考えておりますが、学校側からすると相談のハードルが高いと感じられる場合もあると思います。

答申にも警察との連携の重要性が示されておりますので、今後も委員会の場等を通じて、警察との連携の在り方について理解を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

引き続き、学校や教育委員会との連携を推進しながら、いじめ防止対策に取り組んでいきたいと思っております。

【和田委員長】

ありがとうございました。

【宮古委員】

答申全体については、これまでの議論が非常によく整理されており、内容も理解しやす

いものになっていると感じています。

その上で、発達支持的生徒指導やいじめに関する研究に携わる立場から、感想として申し上げます。

11 ページのアンケートに関する記載を拝見し、改めてアンケート活用の難しさを感じました。これまでの研究を通して、発達支持的生徒指導が機能している学校では、いじめが起きにくい傾向が見られると感じています。発達支持的生徒指導が機能している学校とは、良好な学習環境や学校風土が醸成されている学校であり、児童・生徒が学校の教職員に信頼感や安心感を抱いている状態であると考えています。

一方で、そのような状況をアンケートによって把握しようとするとし難しさがあります。児童・生徒が教職員をどのように捉えているかを把握するためには無記名式が望ましい反面、無記名にすると、いじめの当事者を特定することが難しくなります。

そのため、学習環境や学校風土の状況を把握するためのアンケートと、いじめの被害や実態を把握するためのアンケートを分けて実施するなど、集団の状況を把握する視点と個を把握する視点を組み合わせて考えていく必要があるのではないかと思います。

また、いじめの未然防止のためには、児童・生徒の声を基に教職員が自らの実践を振り返り、発達支持的生徒指導の充実につなげていくことが重要です。

その一方で、未然防止に取り組んでいてもいじめは発生します。その際には、いじめを重大化させないため、いじめの実態を把握し、ケース会議等につなげていく仕組みが重要であると考えています。

学校によってケース会議の実施状況には差があると感じていますが、集団の状況を把握する取組と個別支援につなげる取組を有機的に結び付けながら、未然防止と早期発見を進めていくことが大切ではないかと考えています。

【和田委員長】

ありがとうございました。

私自身、第4期から第6期まで委員長を務めてまいりましたが、本日の議論も踏まえ、3点申し上げたいと思います。

まず1点は、いじめの捉え方が非常に複雑になってきているということです。角南委員、瀬戸本委員、増井委員からも御発言がありましたが、いじめを認知することとは、様々な事案の背景や経過を丁寧に捉えることでもあり、その難しさを改めて感じています。

そのような状況を踏まえ、本委員会では、学校現場の実態に即した実効性のある取組を目指し、「いじめ総合対策【第3次】」及び「いじめ総合対策【子供版】」の策定を進めてきました。ぜひ学校現場において積極的に活用していただきたいと思います。

2点は、児童・生徒がいじめを自分のこととして考え、主体的に取り組む活動の重要性です。児童会や生徒会の取組、高校生いじめ防止協議会での活動を通して、児童・生徒自

身が学校や社会に対して様々な提案を行う姿が見られました。このような主体的な取組が今後さらに広がっていくことを期待しています。

3点は、専門家との連携の重要性です。いじめの実態が複雑化・多様化する中で、スクールカウンセラー、弁護士、医師、警察など、様々な専門家の協力がこれまで以上に必要になってくると考えています。今後も専門家の活用の在り方について検討を深めていく必要があると思います。

また、学校現場においては、いじめ対策が形骸化したり、教職員の意識が希薄になったりすることを最も危惧しています。教員が一人で抱え込むことなく、特に重大事態の初期対応においては組織的に対応していただきたいと思います。

いじめはどの学校にも起こり得るものであり、重大事態も起こり得るという前提に立って取り組むことが重要です。

今後は、学校や教職員の取組を適切に評価・分析し、それぞれの課題に応じて改善につなげていく視点も必要になるのではないかと考えています。

続いて、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【赤津課長】

答申までの今後のスケジュール等について御説明を申し上げます。

本日委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、今後、委員長と事務局で本文の最終確認を行います。その上で、令和8年7月30日開会予定の東京都教育委員会定例会において答申を報告したいと思います。

また、報告予定日の7月30日木曜日に、都教育委員会ホームページ等で公開する予定でございます。御理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

【和田委員長】

ありがとうございました。

それでは、次に、審議に移ります。

イ、いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について審議いたします。ここからは、非公開になりますので、報道関係の方は御退席いただきますようお願い申し上げます。

※ 非公開審議終了後

【和田委員長】

以上をもちまして、本日の審議は全て終了とします。

第4期から第6期までの長期間にわたり、委員の皆様には委員会運営に御協力いただき

ましたことに感謝申し上げます。

進行を事務局にお返しします。

【(事務局) 加藤主任指導主事】

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了します。

本日は誠にありがとうございました。